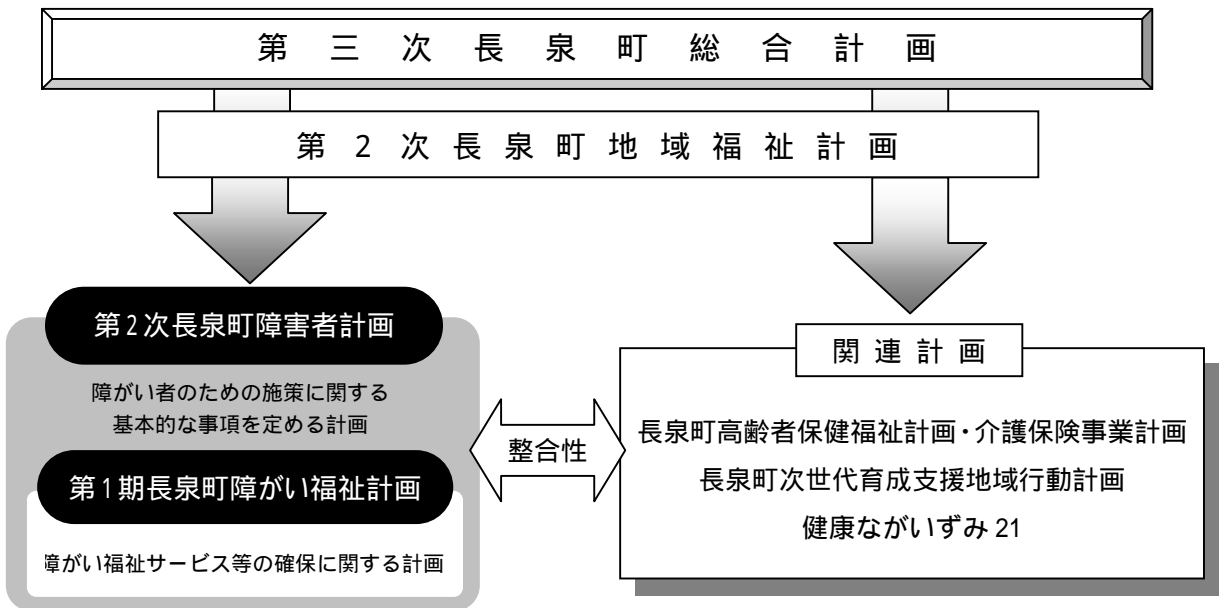


2 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に規定された「市町村障がい福祉計画」として策定するものであり、本町の「第三次長泉町総合計画」における福祉・保健分野に位置づけられます。また、障害者基本法の定める市町村障害者計画のサービス基盤整備計画として、サービスを提供するための基本的な考え方、目標及びサービス量確保のための方策を定める計画です。

なお、本町における「長泉町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「長泉町次世代育成支援地域行動計画」、「長泉町地域福祉計画」などの関連計画との整合性に配慮して策定します。



	第2次長泉町障害者計画	第1期長泉町障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第9条の3 (平成16年6月4日改正)	障害者自立支援法 第88条 (平成18年4月1日施行) * 新たな施設・事業体系への移行に関する事項は平成18年10月1日施行
位置づけ	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障がい福祉サービス等の確保に関する計画
計画の内容	<p>【基本理念】 ノーマライゼーションの理念</p> <p>【基本目標】 ライフステージに応じた相談・支援の仕組みづくり うるおいのある生活づくり ユニバーサルデザインのまちづくり 認め合い・支え合う心づくり (意識啓発・ボランティア)</p> <p>* 基本目標別に“ 施策の方向 ” “ 事業の展開 ” を記載</p>	<p>【基本理念】 ノーマライゼーションの理念</p> <p>【基本的な視点】 希望する障がい者に必要なサービスを保障 グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を促進 福祉施設から一般就労への移行等を推進</p> <p>* サービス別に平成23年度までの見込み量と確保のための方策を記載</p>